

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（血液製剤代替医薬品等の範囲）</p> <p>第二条 法第九条第二項第二号及び法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める医薬品又は再生医療等製品は、次に掲げる医薬品とする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子二 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子三 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子四 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅻ因子五 遺伝子組換え型人血清アルブミン六 遺伝子組換え型人アンチトロンビン	<p>（血液製剤代替医薬品等の範囲）</p> <p>第二条 法第九条第二項第二号及び法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める医薬品又は再生医療等製品は、次に掲げる医薬品とする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子二 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子三 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子四 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅻ因子五 遺伝子組換え型人血清アルブミン <p>（新設）</p>